

四條畷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四條畷市広告掲載要綱（平成17年11月8日制定）（以下「広告掲載要綱」という。）の規定に基づくほか、四條畷市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、四條畷市立四條畷図書館及び四條畷市立田原図書館（以下「図書館」という。）が配架する雑誌の最新号の閲覧用カバー（以下「雑誌カバー」という。）を広告媒体として民間企業等に提供することにより、地域経済の活性化を図るとともに、図書館の新たな財源を確保し、図書館資料の充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入代金を負担し、提供された雑誌の雑誌カバーに広告を掲載して図書館利用者の閲覧に供する。

2 提供された雑誌は、図書館が所有権を有し、他の雑誌と同様に扱うものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーは企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類するものを対象とし、個人は対象外とする。

(広告掲載の基準)

第5条 広告掲載に関する基本的な考え方

図書館で掲載する広告は、社会的信用度が高く、公序良俗に反せず、市民に不利益を与えない公共性と中立性があるものとし、広告の内容及び表現が、図書館で掲載されるものにふさわしい品位と信頼性を持つものでなければならない。

2 広告掲載要綱第4条に定めるもののほか、次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 誹謗又は中傷を内容とするもの
- (2) 虚偽又は誇大な表現で市民の便益を害するもの
- (3) 投機心及び射幸心をそそるもの
- (4) 政治、社会又は宗教問題についての主義主張若しくはこれらを批判するもの
- (5) 児童又は青少年の育成に悪影響を与えるおそれのあるもの
- (6) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (7) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの
- (8) 社員の募集広告
- (9) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第129条又は第146条に抵触する恐れがあるもの及び公職選挙法上好ましくないとされるもの

- (10) 個人の氏名広告
- (11) 図書館の品位、公共性又は公益性を損なうおそれのあるもの
- (12) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの
- (13) 広告の意図及び内容が明確でない又は責任の所在が不明確なもの
- (14) 広告の内容が非科学的と考えられるようなもの又は、事実と異なるもの
- (15) 提供する商品又はサービスの内容が、同様の商品、サービスを提供する他の事業所等と比較して有利である旨を表示するもの
- (16) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (17) 不当な差別等人権侵害になるもの又はそのおそれのあるもの
- (18) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (19) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (20) 誇大表示、不当表示その他表現内容が不適切なもの
- (21) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (22) その他、広告として掲出することが適当でないと思えられるもの

(広告掲載期間)

第6条 広告掲載期間は原則として広告開始をした号から1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

2 雑誌スポンサーからの広告掲載期間内の取りやめは認めない。

(広告の規格及び表示方法等)

第7条 広告の規格及び表示の方法等は、教育部長が別に定める。

(雑誌スポンサーの募集)

第8条 図書館、雑誌スポンサーを随時募集し、先着順に申込みを受付けるものとする。

2 雑誌スポンサーの募集方法等については、教育部長が別に定める。

(申込み)

第9条 雑誌スポンサーの申込みをしようとする者は、雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に必要事項を記入し代表者印を押印して、次に掲げる資料を添えて申込まなければならない。この場合においては、掲載しようとする広告について、あらかじめ図書館と協議するものとする。

- (1) 広告掲載内容(広告原稿及び図案)
- (2) 企業概要(業種等がわかるもの)
- (3) 役員名簿
- (4) ホームページ等の広告内容など

(広告内容の審査及びスポンサーの決定)

- 第10条 市長は、前条に規定する雑誌スポンサーの申込みがあったときは、第5条の規定に基づき広告内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定する。可否の結果は、申込者に雑誌スポンサー制度広告掲載(決定・不決定)通知書(様式第2号)により通知する。
- 2 前項の審査に係る庶務は図書館が行う。

(広告掲載料)

- 第11条 広告掲載料は、掲載決定後、広告掲載要綱第11条のただし書きの規定により、提供雑誌が図書館に納品された日をもって、広告掲載料の支払いがあったとみなす。

(雑誌購入代金の支払い)

- 第12条 雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を一括して、図書館が指定する指定業者(以下「指定書店」という。)に直接支払うものとする。
- (1) 当該提供雑誌は、指定書店より図書館へ納品する。
- (2) 振込手数料など支払に必要な経費は、雑誌スポンサーの負担とする。
- (3) 雑誌が休・廃刊した場合は図書館と協議のうえ別の雑誌に広告を振り替える。
- 2 広告内容が不適当とされ、広告掲載中止の判断がなされた場合でも代金の返金を行わない。
- 3 購入代金の支払・清算方法に関しては、雑誌スポンサーが指定書店と予め協議する。

(広告掲載の責務)

- 第13条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。
- 2 雑誌スポンサーは、広告掲載に関してその内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関するすべての権利処理等が完了していることを保障するものとする。
- 3 第三者から広告に関して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

(広告内容の変更等)

- 第14条 雑誌スポンサーは、掲載した広告内容を変更するときは、雑誌スポンサー制度広告内容変更申込書(様式第3号)に変更する広告内容(広告原稿及び図案)を添えて申込まなければならない。この場合においては、変更する広告内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。
- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、第10条の規定を適用する。
- 3 広告内容の変更は、1年間のうち4回を限度とする。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。
- 4 市長は、広告の掲載を決定した後において、広告の内容が第5条の規定により不適当と認められるときは、雑誌スポンサーに広告内容の修正又は削除等の変更を求めること

ができる。

(広告掲載の決定の取り消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を雑誌スポンサーに通告することなく広告掲載を取消することができる。

- (1) 図書館の運営上支障があると認めるとき
- (2) 指定された期日までに雑誌購入代金の支払いがないとき
- (3) 指定された期日までに広告物が納入されなかったとき
- (4) 不相当とされた広告内容の変更を雑誌スポンサーが行わないとき
- (5) 申込書の虚偽の記載、その他不正な手段により雑誌スポンサーの決定を受けたとき
- (6) その他 雑誌スポンサー又は広告内容が不相当と判断したとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関して必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 2月24日から施行する。